

調達管理番号：20a01142

国名：全世界

担当部署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チーム

案件名：全世界市場志向型農業振興に係る広域支援促進調査（SHEP アプローチ）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：SHEP アプローチ
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年4月上旬から2022年3月中旬
- (2) 業務 M/M：現地 2.77M/M、国内 3.05M/M、合計 5.82M/M
- (3) 業務日数：

国内準備期間	国内作業期間	現地業務期間	国内整理期間
1日間	58日間	83日間	2日間

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月24日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2021年3月17日（水）までに個別通知  
➤ 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定しま

す。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	農業普及に係る各種業務
対象国／類似地域	モンゴル、カンボジア、インドネシア、ミャンマー、ラオス、スリランカ、パレスチナ、エジプト、セネガル／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本業務で対象としている終了時評価調査の対象である技術協力プロジェクト(「セネガル国小規模園芸農家能力強化プロジェクト」、「パレスチナ国市場志向型農業のための農業普及改善プロジェクト」)において専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。また、本調査を受注した法人及び個人(補強所属元企業含む)は、当該技術協力プロジェクト等事業本体(「スリランカ国サプライチェーン強化を通じた中小規模農家の生計向上プロジェクト」)への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)が要求されたり、黄熱に感染する危険のある国への派遣も想定されるため、接種をお願いします。

#### 6. 業務の背景

JICA が 2006 年から 2009 年にかけてケニアで実施した技術協力プロジェクトにおいて、園芸作物の栽培・販売を通して小規模農家の所得が倍増する成果を挙げ、「SHEP アプローチ」が誕生した。JICA は 2014 年度より、アフリカ地域

向けの SHEP 課題別研修を実施することで、SHEP アプローチ を推進するアフリカ各国の行政官育成を図っている。加えて、SHEP アプローチ演習を主軸としたコンサルタント等日本の開発援助人材向けの能力強化研修を実施することで、プロジェクト実施のための開発人材の育成も行っている。2015 年度からは各国広域展開状況モニタリング・促進調査を実施し、SHEP アプローチの各国における進捗状況の確認を行い、SHEP 演習教材の改訂や各国での実施に係る留意点の取り纏めを行ってきた。

これらの調査を通じて、アフリカへの SHEP の活用が進むとともに、SHEP アプローチの軸となる情報の非対称性の理論等が確立した。また、SHEP アプローチの実践に係るポイント、留意点、これまでの活動事例等をまとめた「普及員向けハンドブック」が開発された。SHEP を初めて実践する普及員でもハンドブックを参照しつつ活動を進めることが出来、本教材の開発もアフリカにおける広域展開に貢献した一要因となっている。その他 SHEP アプローチの広域展開にあたっては、各国の実情を踏まえて円滑に取り組んでいくための対策として、関連研修コースの中心に据えている SHEP 演習、各国での展開状況のモニタリング、及び SHEP 国際ワークショップへのフィードバックを有機的に連動させてきた。こうした人材育成やその後のモニタリングの結果、2016 年 8 月に開催された TICAD6 サイドイベントでは、アフリカ行政官アフリカ諸国 23 ヶ国に同アプローチの活用が拡大しており、着実に成果が上がっていることが示されている。

JICA は 2019 年 8 月 の TICAD7 において、全世界を対象に 100 万人の農民へ SHEP アプローチを活用した農業普及サービスを届けることを目的に、アフリカ地域や公的機関のみならず、NGO や民間企業などのアクターにも SHEP アプローチを活用してもらうことを表明した。これまで SHEP アプローチは主に園芸作物を対象としているものの、上記目標達成のために園芸以外の JICA プロジェクトにおける SHEP アプローチの活用や、アジアや中東といったアフリカ以外の地域への展開が求められている。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、「6. 業務の背景」に記載の各国広域展開モニタリング・促進調査（5 回実施予定）を実施し、SHEP アプローチの各国での進捗状況、その成果と課題の確認及び各国ごとの特徴に応じた実践事例を収集する。

本調査結果に基づき、課題別・国別研修及び能力強化研修における SHEP ワークショップのファシリテーターとして、SHEP アプローチ広域展開のための人材育成（各国の行政官及び日本の開発援助人材）を図る。また、モニタリングから得られた情報を基に、研修教材のアップデートを行う。さらに、調査結果を

整理した上で、SHEPアプローチの今後の広域展開に係る進め方を示す。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 第1回国内作業期間：調査内容把握とワークプラン作成及びSHEPアプローチ広域展開モニタリング・促進調査に向けた調査事項の検討・整理  
(2021年4月上旬)

- ① 「SHEPアプローチ」にかかる既存のJICA報告書等の文献調査、JICA経済開発部との打ち合わせ等により、SHEPアプローチについて把握するとともに、過去の調査資料・研修教材等の調査関連資料を確認し、本業務の内容及び進め方について把握する。
- ② 課題別・国別研修及び能力強化研修の一環として2020年度実施したSHEPワークショップについて、両ワークショップ実施者（JICAより紹介予定）及びJICA経済開発部に、その開催手順・内容・留意点を確認する。
- ③ 本業務ワークプラン案を作成し、JICA経済開発部の確認を経て必要に応じて追記・修正のうえ、最終化する。
- ④ SHEPアプローチ広域展開モニタリング・促進調査にかかる調査対象国／技術協力プロジェクト（調査候補国は上述の通り）におけるSHEPアプローチ活用状況について、情報収集を行い、調査対応方針を検討する。
- ⑤ 上記対応方針に基づき、現地調査日程及び業務内容の検討に協力する。
- ⑥ 必要に応じ、対処方針会議、勉強会等に参加する。

(2) 第1回～第5回現地派遣期間：本業務において予定される調査対象国、調査実施時期、及び調査内容は以下の通りであるが、受入国の事情により変更となる可能性があり、最終的な調査対象国及び調査実施時期は、JICA経済開発部が本業務従事者と相談の上、決定する。

	調査対象国 (予定)	想定時期	日数	内容
第1回	セネガル	2021年6月中旬 ～6月下旬	16	SHEP案件（「セネガル国小規模園芸農家能力強化プロジェクト」）の終了時評価（セネガルにおける今後のSHEP展開に向けた調査を含む）
第2回	カンボジア・ モンゴル	2021年8月上旬 ～8月中旬	15	アジアにおけるSHEP活用に向けた情報収集
第3回	パレスチナ・ エジプト	2021年9月上旬 ～9月下旬	21	【パレスチナ】 SHEP案件（「パレスチナ国市場志向型

				農業のための農業普及改善プロジェクト」)の終了時評価及び中東におけるSHEP活用に向けた情報収集 【エジプト】 中東におけるSHEP活用に向けた情報収集
第4回	スリランカ	2021年12月上旬～12月中旬	9	SHEP案件(「スリランカ国サプライチェーン強化を通じた中小規模農家の生計向上プロジェクト」)詳細計画策定調査及び南アジアにおけるSHEP活用に向けた調査
第5回	インドネシア・ラオス・ミャンマー	2022年1月中旬～2月上旬	22	アジアにおけるSHEP活用に向けた情報収集

- ① 調査対象国への現地視察・関係者ヒアリングを通じて、各国での小規模農家による市場志向型農業の実践状況を把握するとともに、SHEPアプローチ実践状況・留意点・教訓等を取り纏める。
- ② 第1回セネガル/第3回パレスチナ（エジプトはモニタリング調査のみ）においては、終了時評価の評価団員として参团し、当該業務及び今後のセネガル/中東地域におけるSHEPアプローチ活用に向けた提言をまとめることとする。具体的には下記の業務を行う。

ア) 国内準備期間

- (a) 既存の文献、報告書等をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- (b) 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目に対応した調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議のうえ、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成し、JICA経済開発部に提出する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- (c) 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他セネガル/相手国側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成し、内容の確認を得る。質問数は最小限にすること。確認を得た質問は、セネガル/パレスチナ事務所を通じ先方政府関係者に事前配布を行う。

(d) 対処方針会議等に参加する。

イ) 現地業務期間

(a) JICA セネガル/パレスチナ事務所との打合せに参加する。

(b) プロジェクト関係者に対して、本終了時評価調査の評価手法について説明を行う。

(c) セネガル/パレスチナ側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に事務所を通じて配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データ収集、整理を行う。

(d) 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。特に、成果が発現されている活動、進捗が遅れている活動についてその要因を分析する。

(e) 単独で調査を行う場合は、ヒアリング結果や調査の進捗状況を日本語で簡単にとりまとめ、随時他団員と共有する。

(f) 国内準備ならびに上記(c)及び(d)で得られた結果をもとに、他の調査団員及びセネガル/パレスチナ側 C/P 等とともに評価を行い、終了時評価調査報告書（案）（和文・英文）の取りまとめを行う。

(g) 調査結果や他団員及びセネガル/パレスチナ側 C/P 等からのコメント等を踏まえたうえで、必要に応じて PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。

(h) 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた最終版（和文・英文）を作成する。

(i) 協議議事録（M/M）作成に協力する。

(j) 現地調査結果の事務所等への報告に参加する。

ウ) 帰国後整理期間

(a) 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。

(b) 帰国報告会に出席する。

(c) 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

③ 第4回スリランカにおいては、詳細計画策定調査の評価団員として参画し、当該業務及び今後のアジアの SHEP アプローチ活用に向けた提言をまとめることとし、下記の業務を行う。

エ) 国内準備期間

(a) 要請背景及び内容を把握（要請書や関連報告書等による情報収集や分析）のうえ、現地調査で収集すべき情報を検討する。

(b) JICA の類似案件の成果、課題、教訓を把握する。

- (c) 既往資料の情報を活用しつつ、推定される技術協力のニーズについて確認し、整理する。
- (d) スリランカ側関係機関等に対する質問票案（英文）の担当分野関連部分を作成する。
- (e) プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案及び PO（Plan of Operation）案の検討に協力する。
- (f) 調査団打ち合わせ及び対処方針会議等に参加する。

オ) 現地業務期間

- (a) JICA スリランカ事務所との打合せに参加する。
- (b) 相手国プロジェクト関係者に対して、関連する政策や計画、それらにおける本プロジェクトの位置づけ、想定する成果、活動、プロジェクト候補地及びその実施機関の体制・能力に関して確認を行う。
- (c) 事前に先方政府へ配布した質問票の回答を回収し、結果の分析を行う。
- (d) 調査団及びスリランカ側関係機関と協議の上、PDM（最終案）（英文・和文）、PO（最終案）（英文）、M/M（案）（英文）の作成に協力する。この際、PDM の因果関係のロジックを正しく理解した上で、質的・量的の双方からの指標を提案することが求められる。
- (e) スリランカ側関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）の作成に協力する。

カ) 帰国後整理期間

- (a) 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- (b) 帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する
- (c) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

- ④ 調査結果については、各回調査終了時に、JICA 調査対象国事務所に報告する。

- (3) 第 2 回～第 16 回国内作業期間：SHEP アプローチ広域展開モニタリング・促進調査 1～5 の実施に向けた準備及び結果の詳細分析・報告書取り纏め、課題別研修でのワークショップにおけるファシリテーター用マニュアル作成、課題別・国別研修におけるワークショップでのファシリテーターとしての参加、及び次回 SHEP アプローチ広域展開モニタリング・促進調査に向けた調査事項の検討・整理を行う。予定される調査実施時期及び SHEP ワー

クシヨップへのファシリテーター対応が求められる研修名・実施場所・参加人数は、以下の通り。

なお、基本的に課題別・国別研修については、2021年9月末までに実施するものは遠隔での実施を、2021年10月以降に実施するものは対面での実施を想定している。

国内作業期間 (時期)	日数	内容	研修実施場所／ 参加人数
第2回国内作業期間 (2021年4月中旬～5 月上旬)	10	SHEP課題別・国別研修ワークシ ョップにおけるファシリテーター用マニ ュアル作成	-
第3回国内作業期間 (2021年5月上旬～5 月下旬)	4	課題別研修「アフリカ地域市場志向 型農業振興(行政官)(A)」コース	JICA関西 ／最大20人
第4回国内作業期間 (2021年6月上旬)	3	第1回現地作業準備	
第5回国内作業期間 (2021年7月上旬)	4	第1回現地作業国内整理及び第2回 現地作業準備	
第6回国内作業期間 (2021年7月中旬～7 月下旬)	4	国別研修「ブータン国市場志向型農 業振興」コース(予定)	JICA帯広 ／最大20人
第7回国内作業期間 (2021年8月下旬)	4	第2回現地作業国内整理及び第3回 現地作業準備	
第8回国内作業期間 (2021年9月下旬)	2	第3回現地作業国内整理	
第9回国内作業期間 (2021年10月上旬～ 中旬)	4	課題別研修「アジア地域市場志向 型農業振興」コース	JICA帯広 ／最大20人
第10回国内作業期間 (2021年10月下旬)	2	課題別研修「アフリカ地域市場志 向型農業振興(普及員)」コース	JICA筑波 ／最大20人
第11回国内作業期間 (2021年11月上旬)	4	第4回及び第5回現地作業準備	-
第12回国内作業期間 (2021年11月中旬～ 11月下旬)	4	課題別研修「アフリカ地域市場志 向型農業振興(行政官)(B)」コース	JICA関西 ／最大20人
第13回国内作業期間 (2021年12月中旬)	3	能力強化研修「市場志向型農業 (SHEP推進)コース」	JICA市ヶ谷ビル ／約20人



第14回国内作業期間 (2022月1月下旬)	2	第4回及び第5回第現地作業国内整理	-
第15回国内作業期間 (2022月2月上旬)	4	国別研修「インド国市場志向型農業振興」コース（予定） ※2021年度下半期での開催予定であるものの、遠隔での実施予定	-
第16回国内作業期間 (2022月2月中旬～下旬)	4	国別研修「南アフリカ共和国小規模園芸農民組織強化」コース（予定）	JICA横浜 ／最大20人

- ① (2)の各回 SHEP アプローチ広域展開モニタリング・促進調査で収集したインタビュー結果・事例をもとにより詳細な分析を行い、結果を取り纏める。
- ② JICA 経済開発部との打合せに出席し、上記(3)①で作成した調査報告書に基づいて報告する。
- ③ 上記(3)①で作成した調査報告書に基づいて、SHEP ワークショップ演習教材の情報をアップデートする。
- ④ 課題別研修／国別研修におけるワークショップのファシリテーター用実施マニュアルをドラフトする。初めて SHEP 研修を担当する人でもファシリテーターを実施できるように本資料を作成する。具体的には以下についての内容を含めることとする。
  - ア) ワークショップの各コマそれぞれにおいて、要点、話すべきポイント、研修員が躓きやすいポイント、ワークショップで用意する資料（模造紙等）をまとめる。
  - イ) 研修員からよく挙がる質問について、どこのコマに対応するのか分かる形で Q&A 集を作成する。
  - ウ) これまで演習で使用していた PPT（遠隔研修で使用するエクセルを含める）を他の研修でも使用しやすいように修正する。
- ⑤ 課題別研修／能力強化研修の一環として実施する SHEP ワークショップに、演習ファシリテーターとして参加する。なお、同ワークショップにおける演習ファシリテーターの役割は以下を想定。なお、課題別研修は英語、能力強化研修は日本語で行う。
  - エ) 演習教材を用いた参加者向け演習の進め方の説明
  - オ) エ)に基づき行われる参加者向け演習へのファシリテーション（議事進行、演習結果・参加者意見の取り纏め等）
- ⑥ ⑤を踏まえ、次回以降の SHEP ワークショップを実施する際の留意点及

び改善提案（演習教材の改訂を含む）を取り纏める。

- ⑦ (2) の SHEP アプローチ広域展開モニタリング・促進調査にかかる調査対象国（予定される各回調査の対象国は(2)の表の通り）における SHEP アプローチ活用状況について、情報収集を行い、調査対応方針を検討する。特に今後 SHEP アプローチの展開が期待されるアジア地域へのモニタリング調査（第2回及び第5回現地作業）実施にあたっては、渡航前に調査対象国の農業概況、農業普及政策、農業普及実施体制についてレビューを行い、農業普及の現状と課題を確認する。情報収集結果は、モニタリング・促進調査報告書の一部として記載する。
- ⑧ 上記対応方針に基づき、現地調査日程及び業務内容の検討に協力する。
- ⑨ 必要に応じ、対処方針会議、勉強会、報告会等に参加する。

(4) 国内整理期間：SHEP アプローチ広域展開モニタリング・促進調査の結果とりまとめ・報告（2022年3月上旬）

- ① (2) で収集したインタビュー結果・事例を基により詳細な分析を行い、結果をとりまとめて報告書を作成する。
- ② 帰国報告会・国内打ち合わせに出席し、担当分野に係る(2)の調査結果を報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における報告書は(2)～(4)とし、2022年3月11日までに提出する。いずれも電子データをもって提出することとする。

- (1) ワークプラン（和文）  
記載事項は以下の通り。
  - ① 業務の進め方
  - ② スケジュール
- (2) 評価結果調査要約表（案）（和文・英文）（第1・3・4回現地調査）
- (3) 担当分野に係る調査報告書（案）（和文）（第1・3・4回現地調査）
- (4) SHEP アプローチ広域展開モニタリング・促進調査1～5にかかる報告書（和文）  
各回の調査終了ごとに、同調査結果を踏まえた SHEP ワークショップを実施する際の留意点及び改善提案（演習教材の改訂を含む）或いは調査対象国における SHEP アプローチ実践にかかる留意点・教訓等を報告書として取りまとめる。
- (5) SHEP アプローチ広域展開モニタリング・促進調査1～5結果に基づくプ

レゼン資料（和文・英文）

SHEP アプローチ広域展開にかかる JICA 内外向け進捗報告や SHEP アプローチ広域展開のための課題別研修・能力強化研修時に活用可能なプレゼン資料（パワーポイント）形式にて取りまとめる。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf)

留意点は以下のとおりです。

### （１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

## 10. 特記事項

### （１） 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現在想定されている各次現地派遣期間及び派遣日数の割り振りは現時点での計画であり、今後現地調査対象国側の受入状況に応じ本業務従事者及び JICA 間の協議により詳細派遣計画を決定していきます。

#### ② 現地での業務体制

基本的に本業務従事者が単独で現地調査を行います。場合により JICA 職員等も本業務従事者と同時期に現地調査を行う可能性があります。この場合、本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) SHEP アプローチ（本コンサルタント）

#### ③ 便宜供与内容

JICA 各国事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：なし

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上：なし。ただし英語での調査な困難と判断される場合には、必要に応じ通訳を手配します。

オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：なし

## (2) 参考資料

- ① 本契約に関する以下の資料を当機構経済開発部農業・農村開発第1グループにて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([edga1@jica.go.jp](mailto:edga1@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

### <配布資料>

1. SHEP アプローチ概要と広域展開 (パワーポイント資料)
  2. バングラデシュ人民共和国「マルチステークホルダーによる小規模園芸農家のための市場志向型農業振興プロジェクト」基本計画策定調査報告書(案)(2020年度第5回国内作業:SHEP 案件詳細計画策定調査及び南アジアにおける SHEP 活用に向けた調査(バングラデシュ))
  3. スリランカ民主社会主義共和国「サプライチェーン強化を通じた中小規模農家の生計向上プロジェクト」基本計画策定調査報告書(案)(2020年度6回国内作業:SHEP 案件詳細計画策定調査及び南アジアにおける SHEP 活用に向けた調査(スリランカ))
- ② 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・「ケニア共和国小規模園芸農民組織強化計画プロジェクトを事例とした市場志向型農業開発プロジェクト実施に係る情報収集・確認調査報告書」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12247334.pdf>

- ・「SHEP Handbook for Extension Staff」

[https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/ku57pq00001zwgkc-att/shep\\_handbook\\_en.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/ku57pq00001zwgkc-att/shep_handbook_en.pdf)

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

- イ) 提供依頼メール

- ・タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」

- ・本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速や

かに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① ワークショップや研修等におけるファシリテーション業務の経験を必須とします。
- ② SHEP アプローチに関する業務経験を有することが望ましいです。
- ③ 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ④ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、各国調査対象国の JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑥ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑦ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上